

令和2年度 神奈川県私立高校生等奨学給付金のお知らせ 【通常給付（7～12月申請分）】

- ・神奈川県では、私立高校生等の保護者の授業料以外の教育費の負担を軽減するため、返済不要の「私立高校生等奨学給付金」を支給しています。
- ・申請書や詳しいお知らせは、在学する学校、神奈川県ホームページから入手してください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhisien/syougakukyuuuhukinn.html>

※保護者…保護者とは、原則、親権者をいいます。親権者が不在の場合は、神奈川県または学校にお問い合わせください。

対象となる世帯

次のいずれかの世帯に該当すること。

- ① 令和2年7月1日現在、生活保護（生業扶助）を受けている世帯
- ② 保護者全員の令和2年度の都道府県民税・市町村民税所得割額が非課税(0円)である世帯

支給の条件

- ① 令和2年7月1日現在
 - ・保護者等が神奈川県内に在住していること
 - ・生徒が高等学校等に在籍していること
 - ・生徒が高等学校等就学支援金、学び直し支援金、または専攻科支援金の受給資格を有していること
- ② 授業料以外の学校への納付金（施設整備費、PTA会費、生徒会費など）に未済がないこと（未済がある場合は、奨学給付金を未済に充てる旨の委任状の提出が必要です。）

支給額

世帯区分		支給額（年額）		
		全日制・定時制	通信制	専攻科
生活保護（生業扶助）受給世帯の高校生等		52,600円		38,100円
都道府県民税・市町村民税非課税(0円)世帯	1人目の高校生等	103,500円	38,100円	
	2人目の高校生等	138,000円		

申請する高校生等以外に、15歳以上（中学生を除く。）23歳未満の申請者に扶養されている兄弟姉妹がいる場合は、138,000円の支給額になります。

ただし、複数の高校生等がいる場合には、1人目の高校生等は103,500円、2人目以降の高校生等は138,000円の支給額になります。（通信制又は専攻科の高等学校等に通う高校生がいる場合には、兄弟の順番にかかわらず、通信制又は専攻科の学校に通う高校生等は38,100円、通信制又は専攻科以外の学校に通う高校生等は138,000円の支給額となります。）

新入生対象一部早期給付をお申込みされた場合は、7月1日現在の状況に基づき判定した給付額（年額）から、早期給付で認定された額を差し引いた額を給付します。

提出期限・提出先

提出期限 **令和2年7月1日（水）～12月15日（火）**

提出先 **本校事務室**

- ・申請に必要な書類は、詳しいお知らせをご参照ください。
- ・提出期限までに申請できない場合は、学校へご相談ください。

支給時期

令和2年11月末頃～令和3年2月末頃を予定しています。

- ・ 申請された時期により支給時期は異なります。
期限までに申請されても書類に不備があった場合や、期限後に申請された場合は、支給日が遅れますので、ご注意ください。